

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札を行いますので、社会福祉法人よつば会経理規程第72条の規定により公告します。

1 入札に付する工事概要

(1) 工事番号及び工事名

令和6年度第1号

かわごえ よつばの里 新築工事

(2) 工事場所

三重県三重郡川越町大字亀崎新田字里中21番12

(3) 工事概要

鉄骨造・4階建・床面積693.55㎡

(4) 工期

契約締結日から令和7年3月15日（予定）まで

(5) 予定価格

334,992,624円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 入札方式等に関する事項

(1) 落札者決定方式

価格競争方式

本工事は、社会福祉法人よつば会経理規程第72条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする入札方式の工事です。

(2) 最低制限価格設定工事

本工事は、最低制限価格を設定しています。

(3) 入札執行方式

本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「参加申請書」という。）の提出、競争参加資格事前確認通知書の発行、入札書及び工事費内訳書等の提出等について紙媒体で行う対象工事であり、電子入札システムによる手続きは行わないものとします。

3 競争参加資格要件に関する事項

本工事の入札に参加できる者は、次の（1）から（2）に掲げる条件をすべて満たしている者としてします。

（1）参加申請書の提出日から落札決定日までの期間中、次に掲げる条件をすべて満た

している者とします（経常建設共同企業体にあつては、各構成員がその条件を満たし、エについては共同企業体として満たしている者とします）。ただし、サについては、落札決定までに満たしていれば足りるものとします。

ア 建設工事の種類に対応した建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1下欄の建設業について、同法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた建設業者であること。

イ エで指定する業種について建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受審し、かつ、有効期限内であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

エ 三重県建設工事等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に別表で指定する業種で登録されている者であること。

オ 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領による資格（指名）停止を受けている期間中でないこと。

カ 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあつては、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

ク 本工事の設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者でないこと。

なお、本工事の設計業務の受託者と資本又は人事面において関係がある建設業者とは、次に該当する者とします。

（ア）本工事の設計業務の受託者の発行済株式総数の50%を超える株式を保有し、又はその出資の総額の50%を超える出資をしている建設業者

（イ）建設業者の代表権を有する役員が、本工事の設計業務の受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

ケ 別表で建設業退職金共済制度への加入を求めている場合は、建設業退職金共済制度に加入している者であること。

コ 別表で指定する地域要件並びに格付け及び総合点数又は経営事項審査結果の総合評定値等を満たすこと。

（ア）地域要件において指定する「建設業法上の主たる営業所」とは、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第2条の規定により建設業許可申請書に記載された主たる営業所を指します。

- (イ) 格付け及び総合点数が記載されている場合、三重県建設工事発注標準に定める令和6年度格付け及び総合点数とします。
 - (ウ) 経営事項審査結果の総合評定値等が記載されている場合、経営事項審査結果の総合評定値に係る審査基準日は、令和4年10月1日から令和5年9月30日までの期間内であるものとします。ただし、合併又は分割その他組織変更を行った法人で、国土交通省通知の規定に基づく経営事項審査を受審した法人にあっては当該通知に定める合併等の期日のものとします。
- サ 県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- シ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務のない者を除きます。以下、当該3保険を「社会保険等」といいます。）。
- なお、「届出の義務を履行していない者」の確認は、最新の経営事項審査結果における社会保険等加入の有無欄で確認します。
- ス 別表で入札参加形態を特定建設工事共同企業体としている場合は、次に掲げる条件をすべて満たすこと。
- (ア) 各構成員が、アで指定する建設工事の種類に対応した許可業種について、特定建設業の許可を有しており、当該業種について5年以上の営業年数がある者であること。
 - (イ) 別表で指定する構成員数であること。
 - (ウ) 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上（構成員数2者の場合は30%以上、構成員数3者の場合は20%以上）であること。また、代表者となる者は、構成員のうちで出資比率が最大であること。
- セ 別表にて、その他競争参加資格要件がある場合は、その条件を満たす者であること。
- ソ 本工事の入札に参加しようとする他の者に、資格者名簿に記載された代表者が同一の者がいないこと。
- (2) 次に掲げる条件をすべて満たしている者とします。
- ア 別表で指定する企業要件を満たすこと。
- なお、入札公告で施工実績を求めている場合において、本工事の入札に経常建設共同企業体で参加するときは、構成員のいずれかが施工実績を有していれば足りることとし、特定建設工事共同企業体で参加するときは、特定建設工事共同企業体の代表者が施工実績を有していることとします。
- (ア) 施工実績は、元請としての施工実績とし、受注形態が単独又は共同企業体の構成員（出資比率が20%以上のものに限ります。）としてのものであることと

します（イ（ア）の技術者要件（施工実績）においても同様とします）。

（イ） 施工実績について、発注機関を「公共機関等」と指定する場合は、次のいずれかの機関であることとします（以下「公共機関等」において同じ。）。

a 国の機関（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第25条第2項により公示された組織）

b 地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体）

c 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人

d 国土交通省令で定める法人（建設業法施行規則第18条に規定する法人）

イ 本工事に、建設業法第26条及び建設業法施工令（昭和31年政令第273号）第27条の規定による主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）であって、次の（ア）から（オ）の基準を満たす者を別表で指定する主任技術者等の配置可否確認時期において配置できる状況にあること。ただし、本工事が工場製作を含む工事であって、工場製作期間と現地施工期間で異なる主任技術者等を配置する場合で、本工事着手時に配置する主任技術者等が工場製作期間に配置する主任技術者等のときは、現地施工期間に配置する主任技術者等は、現場が工場から現地に移行する時点で配置できる状況にあること。

なお、配置予定の主任技術者等（以下「配置予定技術者」という。）が入札時に他の工事（本工事と兼任することができないものに限り、）に従事している場合において、主任技術者等の配置可否確認時期において配置できる状況にあることとは、主任技術者等の配置可否確認時期の前日までにその工事の契約工期末日が到来している又は完成検査による契約の履行を確認していることをいいます。

また、本工事の入札に経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体で参加する場合は、すべての構成員が次の基準を満たす者を主任技術者等の配置可否確認時期に配置できる状況にあることとします。

（ア） 別表で指定する技術者要件（資格及び施工実績）を満たす主任技術者等であること。

別表で施工実績を求めている場合において、本工事の入札に経常建設共同企業体で参加するときは、構成員のいずれかが配置する主任技術者等が施工実績を有していれば足りることとし、特定建設工事共同企業体で参加するときは、特定建設工事共同企業体の代表者が配置する主任技術者等が施工実績を有していることとします。

また、本工事が工場製作を含む工事であって、工場製作期間と現地施工期間で異なる主任技術者等を配置する場合は、現地施工期間に配置する主任技術者等が施工実績を有していることとします。

配置予定技術者の施工実績とは、次の a 又は b をいいます。

なお、施工実績として提出する工事が余裕期間設定工事等で、全体工期（契約日から完成日まで）と実工期（現場着手日から完成日まで）が一致しない工事である場合は、次の a 及び b に示す「契約日から完成日までの期間」を「実工期」に読み替えて適用することとします。

(a) 主任技術者等としての実績

主任技術者等として、対象となる工事の契約日から完成日までの期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績をいいます。

なお、対象となる工事が、工場製作を含む工事であって、工場製作期間と現地施工期間で異なる主任技術者等を配置し、工場と現地で工事の現場が移行する時点において主任技術者等を交代している場合は、当該工事の現地施工期間の主任技術者等として、当該工事の現地施工期間において、完成日を含む現地施工期間の2分の1以上の連続した期間に従事した実績をいいます。

ただし、監理技術者補佐として従事した実績は認められません。

(b) 現場代理人としての実績

別表で指定する技術者要件を満たすもののうち、公共機関等が発注した工事の契約日から完成日までの期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に現場代理人として従事していた実績をいいます。ただし、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（以下「コリンズ」といいます。）に現場代理人として登録された者に限り（以下「現場代理人として従事していた実績」において同じ。）。

なお、対象となる工事が、工場製作を含む工事であって、工場製作期間と現地施工期間で異なる主任技術者等を配置し、工場と現地で工事の現場が移行する時点において主任技術者等を交代している場合は、当該工事の現地施工期間において完成日を含む2分の1以上の連続した期間に現場代理人として従事していた実績をいいます。

- (イ) 三重県公共工事共通仕様書 1-1-1-46 の規定による主任技術者等であること（ただし、別表で指定する建設工事の種類が三重県公共工事共通仕様書に規定する9業種である場合。）。
- (ウ) 監理技術者にあつては、本工事で求める建設業の許可業種に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
- (エ) 本工事が建設業法第26条第3項に該当し、主任技術者等を専任で配置する必要がある場合で、入札時に配置予定技術者の届出を求めるとき（別表で指定しています）は、本工事の参加申請書の受付最終日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。

なお、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属企業の変更があった場合には、変更前の所属企業と3か月以上の雇用関係にある者については、変更後の所属企業との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

- (オ) 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)の配置を行う場合は、追加特記仕様書「特例監理技術者等の配置」に記載の要件をすべて満たすこと。

4 入札手続等

本工事の入札に関する手続等は、次の(1)から(11)のとおりとなります。

(1) 設計図面及び仕様書の配布等

設計図面及び仕様書(以下「設計図書等」という。)は、以下の方法で配布します。

ア 配布期間

建通新聞公告や社会福祉法人よつば会ホームページにて記載する。

イ 配布場所

社会福祉法人よつば会 よつばの里

ウ 配布方法

CD-ROM (実費徴収)

(2) 質問の提出及び回答

ア 質問の提出

当該入札に対する質問がある場合は、次のとおり質問を提出するものとします。

(ア) 提出方法

書面にて申し出ること。電話など口頭による質問は受け付けません。

(イ) 提出期間

建通新聞公告や社会福祉法人よつば会ホームページにて記載する。

(ウ) 提出場所

建通新聞公告や社会福祉法人よつば会ホームページにて記載する。

イ 質問に対する回答

(ア) 回答方法

指定日に書面にて配布する。

(イ) 回答期間

建通新聞公告や社会福祉法人よつば会ホームページにて記載する。

(ウ) 回答場所

建通新聞公告や社会福祉法人よつば会ホームページにて記載する。

(3) 参加申請書の提出

入札参加希望者は、参加申請書及び次の参加申請時に提出する書類を提出して競争参加資格の確認を受けなければなりません。

なお、期限までに参加申請書及び参加申請時に提出を指定する書類を提出しない者は、参加申請を受け付けることができず、入札に参加することはできません。

ア 提出書類

(ア) 参加申請書（競争参加資格確認申請書（法人指定様式第1号））

(イ) 参加申請時に提出する書類

- a 会社案内
- b 経営事項審査結果通知書の写し
- c 施工実績調書（書式指定なし）

イ 提出方法

参加申請書及び参加申請時に提出する書類は、社会福祉法人よつば会へ持参により提出するものとします。

ウ 提出期間

建通新聞公告や社会福祉法人よつば会ホームページにて記載する。

(4) 入札時に提出する書類

ア 工事費内訳書（必ず提出）

(ア) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めます。

なお、入札に際して工事費内訳書が次のいずれかに該当する者の入札書については無効とする。また、提出した工事費内訳書の不明な点を説明できない者は失格とする。

- a 工事費内訳書を提出しないとき。
- b 工事費内訳書の金額と入札額が一致していないとき。
- c 一括値引き、減額の項目が計上されているとき。

(注) 端数処理を行う場合、千円以上の処理が確認されるものについては一括値引きとみなします。

d 記載すべき項目が欠けているとき。

(注) 記載すべき項目には、工事名・会社名・代表者名を含む。

e その他不備があるとき。

(イ) 工事費内訳書は、数量、単価、金額等を記載してください。

(ウ) 工事費内訳書は返却しません。

また、工事費内訳書の内容については、契約上の権利・義務を生じるものではありません。

(エ) 工事費内訳書の差替又は再提出は認めません。

イ 企業要件（施工実績）及び配置予定技術者（資格及び施工実績）届出書

(ア) 企業要件（施工実績）欄

3(2)アの別表で指定する企業要件に係る施工実績を記載してください。た

だし、本工事に経常建設共同企業体で参加する場合は、構成員のいずれかの記載があれば足りることとします。

また、本工事に特定建設工事共同企業体で参加する場合は、代表者のみ記載してください。

なお、記載した工事の内容が分かるコリンズの登録内容確認書の写し等を提出してください。

(イ) 配置予定技術者（資格及び施工実績）欄

a 3 (2) イの配置予定技術者の資格及び別表で指定する施工実績を記載し、記載した資格に係る資格者証及び施工実績の内容が分かるコリンズの登録内容確認書の写し等を提出してください。

なお、配置予定技術者に施工実績を求めない場合は、施工実績欄の記載は不要です。

b 配置予定技術者は、複数の技術者を記載することができます。ただし、様式第2-1号記載の配置予定技術者の差替又は追加は認めません。また、複数の技術者を記載した場合であっても、設計図書等に特に記載がない限り、選任及び配置する主任技術者等は1名のみとします。

c 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを提出してください。

d 配置する主任技術者等が専任を要する場合は、当該技術者が本工事の参加申請書の受付最終日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にあることを証する書類（監理技術者資格者証の写し、事業所名と雇用期間が明記されている健康保険被保険者証等の写し、又は監理技術者資格者証を保有せず後期高齢者医療制度の適用を受けている者にあつては技術者雇用確認書等。以下「恒常的な雇用関係にあることを証する書類」において同様とします。）を添付してください。

なお、配置する主任技術者等が専任を要しない場合は、当該技術者が参加申請書の受付最終日に恒常的な雇用関係にあることを証する書類を添付してください。

e 配置予定技術者が、入札時には他の工事に従事している場合で、別表で指定する主任技術者等の配置可否確認時期に配置できる状況にあるときは、あわせて誓約書（様式任意。以下「誓約書」において同様とします。）を提出してください。

f 本工事に経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体で参加する場合は、全ての構成員について配置予定技術者の記載が必要となります。

g 本工事が工場製作を含む工事であつて、工場製作期間と現地施工期間で異なる主任技術者等を配置し、工場と現地で工事の現場が移行する時点において主任技術者等を交代する場合は、それぞれの期間の配置予定技術者を記載してく

ださい。

ウ 納税確認書及び納税証明書

次の（ア）又は（イ）による納税確認書及び納税証明書の写しを提出してください。ただし、納税確認書及び納税証明書の写しの提出日から前6か月以内に発行されたものに限ります。

（ア）三重県内に本店を有する事業者

- a 所管県税事務所が発行する全ての県税の納税確認書（無料）
- b 所轄税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納税額のない証明用）（有料）

（イ）三重県外に本店を有する事業者

- a 所管県税事務所が発行する全ての県税の納税確認書（無料）※三重県内に営業所等を有する場合のみ提出が必要
- b 所轄税務署が発行する本店分に係る消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納税額のない証明用）（有料）

（5）競争参加資格の確認項目

競争参加資格の確認については、入札前の事前条件審査及び開札後の参加資格事後審査を実施することとし、確認する項目は次のとおりとします。

なお、参加資格事後審査については落札候補者のみ実施することとします。ただし、落札候補者に競争参加資格がないと認められる場合は、次順位者を落札候補者として参加資格事後審査を実施することとします。

また、くじになった場合にあっては、くじの当選者を落札候補者とします。ただし、くじに当選し落札候補者となった者に競争参加資格がないと認められる場合は、同様に競争参加資格があると認められる落札候補者が決まるまで繰り返すものとします。

ア 事前条件審査項目

競争参加資格確認申請者の3（1）（ただし、サを除く）に係る事項

イ 参加資格事後審査項目

競争参加資格要件に関する全ての項目

（6）競争参加資格確認結果の通知

入札前の事前条件審査及び開札後の参加資格事後審査における競争参加資格の確認結果は、それぞれ別表に記載する日までに通知する予定です。ただし、参加資格事後審査結果については、落札候補者の参加資格がないと認めた場合のみ通知します。

なお、競争参加資格事前条件確認の通知を受けた者が、落札決定日までに競争参加資格を満たさなくなった場合は、競争参加資格を取り消します。

（7）競争参加資格確認申請に係る注意事項

ア 参加申請書及び提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

イ 提出された書類は返却しません。

ウ 参加資格事後審査項目に係る提出書類について、参加資格事後審査時にその内容確認ができない場合は、追加資料の提出又は再提出（以下「追加提出等」といいます。）を求めることがあります。

追加提出等については、開札日の午後5時までに追加提出等の意思確認がとれ、発注者が指示した提出期限までに追加提出等がされた場合にのみ認めるものとします。

上記の時間内に会社では連絡がとれない等で別の連絡先への連絡を希望する場合は、希望する連絡先を明記したものを入札時に提出しなければなりません。

また、競争入札審査会で追加資料等が必要と認めた場合は、上記にかかわらず追加資料等を求めることがあります。

(8) 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、競争参加資格がないと認めた理由について、本工事を所管する発注者の長に対し次のとおり説明を求めることができます。

ア 請求方法 説明を求める旨を記載した書面を提出して行うものとします。

なお、書面（様式任意）は持参するものとします。

イ 提出期限 競争参加資格がないと認められた場合の通知日の翌日からその日を起算日として2日以内の午前10時から午後5時まで（ただし、休日は除きます。）

ウ 提出場所 社会福祉法人よつば会 よつばの里

エ 回答方法 説明を求めた者に対し、説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して5日以内（ただし、休日を除きます）に書面により回答します。

(9) 入札方法

ア 入札書は、紙媒体で提出してください。

イ 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。

ウ 入札書の宛名は法人理事長宛とし、入札書を封入封かんの上、入札者の氏名又は法人名及び工事名等を記載して、入札者（代理人による入札の場合の代理人を含む。以下同じ。）自ら提出してください。

(ア) 代理人による入札にあたっては、入札書に入札者本人の住所及び氏名（法人にあっては、法人の所在地、名称及び代表者氏名。以下同じ。）が記載され押印がある場合は、委任状の提出は必要ありません。

- (イ) 代理人が代理人名義で入札する場合は、入札書提出前に委任状を提出しなければなりません。この場合、入札書には入札者の住所及び氏名欄に入札者本人の住所及び氏名を記載するとともに右代理人と表示して、代理人の氏名を記載し押印することとします。
- エ 共同企業体が入札する場合は、入札書を構成員全員の連名で記載し押印しなければなりません。共同企業体の代表者名で入札する場合は、他の構成員全員からの委任状を入札書提出前に提出しなければなりません。
- オ 入札書の撤回、差替又は再提出は認めません。
- (10) 入札書提出の日時及び場所
 - ア 入札書について
 - (ア) 入札書提出日時 建通新聞又は社会福祉法人よつば会ホームページにて記載
 - (イ) 入札書提出方法 持参により提出してください
 - (ウ) 入札書提出場所 建通新聞又は社会福祉法人よつば会ホームページにて記載
 - (エ) その他 本工事に係る競争参加資格事前条件確認通知書（写し可）を提出してください。
 - イ 入札執行回数は3回以内とします。
- (11) 開札の日時及び場所
開札の日時及び場所は、建通新聞又は社会福祉法人よつば会ホームページにて記載しています。

5 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金
入札保証金は、免除します。
 - イ 契約保証金
契約保証金の要否は、競争参加資格事前条件確認通知書に記載します。
契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、担保及びその価値の提供をもって、契約保証金の納付に代えることができます。
 - (ア) 次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。
 - a 履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - b 工事履行保証委託契約を締結し、工事履行保証証券を提出したことにより、保険会社又は金融機関と当法人との間に工事履行保証契約が成立したとき。
 - c 契約金額が500万以下のとき。
 - (イ) 次のいずれかに該当する場合は、契約の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は契約金額の10分の3以上となります。
 - a 特定建設工事共同企業体で契約金額が5億円以上のとき。
 - b 会社更生法又は民事再生法に基づく更生手続開始等がなされ、一般競争（指

名競争) 入札参加資格の再審査に係る認定を受けているとき(裁判所が更生計画等認可を決定するまでの間に限ります。)

c 調査基準価格に満たない額で契約するとき。

(2) 入札の辞退及び競争参加資格喪失

入札の辞退及び参加資格喪失に関する取扱いは、次のとおりとします。

ア 参加申請書の提出後、競争参加資格事前条件の確認を受けるまでの間は、参加辞退届を持参又は郵送により提出することによって参加を辞退することができることとします。

イ 競争参加資格事前条件の確認を受けた者は、入札書を提出するまで又は入札書受付締切日時のいずれか早い時点までに、入札辞退届を提出することによって入札参加を辞退することができることとします(入札書提出以降は、原則として入札参加を辞退することはできません。)

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加・指名等について不利益な取り扱いを受けるものではありません。ただし、その理由について確認を行うことがあります。

また、入札辞退届の提出は、書面を持参又は郵送により提出してください。

ウ 競争参加資格事前条件の確認を受けた者は、イによる入札を辞退することができる期限以降、落札決定までの間に、競争参加資格条件を満たさなくなったときは、速やかに参加資格喪失届に理由を記載の上、その理由を証する書面等を添えて提出しなければなりません。

なお、緊急を要する場合は、電話等(受付は、休日を除く午前9時から午後5時までとします。)により参加資格喪失を届け、後日、参加資格喪失届を提出しなければなりません。

エ 入札辞退届又は参加資格喪失届を提出せず、かつ、発注者への連絡を怠り指定された応札日時に応札しない場合は、その理由等について調査を行うことがあります。

オ 落札決定までの期間は、落札候補者に限り、入札時に配置予定技術者の届出を求めているか求めていないかを問わず、配置予定技術者について、他の工事への配置予定等を制限するものとします。他の工事の入札において、本工事の配置予定技術者を主任技術者等として配置を予定して入札に参加する場合で、当該入札が本工事の開札時刻以降に行われるときは、当該工事について入札辞退等の手続きを行わなければなりません。

(3) 開札

ア 入札参加者は、紙媒体の入札書を持参し、開札に立ち会うものとします。

イ 社会福祉法人よつば会建設工事等談合マニュアルに該当する場合の開札手続きについては、当該マニュアルに基づくものとします。

(4) 入札の無効及び失格

ア 本公告に示した競争入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札、次の(ア)から(サ)に示した無効の要件に該当した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消します。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、参加申請書の提出日から落札決定日までの期間中に、三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止を受ける等、3の競争参加資格要件に関する事項に掲げる条件を満たさなくなった者は、入札に参加する資格のない者に該当します。

(ア) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(イ) 入札者が同一案件の入札に対し二以上の入札をしたとき。

(ウ) 入札者が他人の入札の代理をしたとき。

(エ) 入札に際して談合等の不正行為があったとき。

(オ) 入札者が定刻までに入札書を提出しないとき。

(カ) 金額を訂正した入札をしたとき。

(キ) 記名又は押印を欠く入札をしたとき。

(ク) 技術資料において届け出た配置予定技術者以外の者を、入札書提出時に提出する資料において申請したとき。ただし、本工事が工場製作を含む工事であって、工場製作期間と現地施工期間で異なる主任技術者等を配置する場合における、工場製作期間の配置予定技術者を除きます。

(ケ) 技術資料の内容が他の入札参加者と酷似している等適正に作成されたと認められないとき。

(コ) 入札書における誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭なとき。

(サ) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

イ 次のいずれかに該当するときは、その者は失格とします。

(ア) 入札金額が最低制限価格を下回る入札をしたとき。

(イ) 提出した工事費内訳書の不明な点を説明しないとき。

(ウ) その他入札の執行を妨げたとき。

(5) 入札における不正・不誠実な行為

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。なお、次のいずれかに該当する場合は不正・不誠実な行為とみなします。

ア 入札参加者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54条)等に抵触する行為を行ったとき。

イ 入札参加者が、入札において、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格、技術資料、又は入札意思について相談したことが認められたとき。

ウ 入札参加者が、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格又は技術資料の内容を故意又は過失によって開示又は漏洩したことが認められたとき。

- エ 予定価格を超えた応札をしたとき。
- オ 技術資料の内容が他の入札参加者と酷似している等適正に作成されたと認められないとき。
- カ (2)イで届けた理由又は内容が、虚偽又は著しく事実と反すると認められるとき。
- キ 社会福祉法人よつば会建設工事等談合対応マニュアルに基づく調査に協力しないとき。

(6) 落札者の決定

- ア 社会福祉法人よつば会経理規程第72条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とします。ただし、本工事が最低制限価格設定工事の場合にあっては、その価格を下回る入札をした者は失格とし、予定価格と最低制限価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とします。
なお、落札となる額の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者のくじにより落札候補者を決定します。
- イ 落札者の決定は、落札候補者について4(5)イによる参加資格事後審査により競争参加資格があると認められた場合に行います。
- ウ くじを実施する際は、最初にくじを引く順番を決めるためのくじを引き、その後、本くじを引くものとします。
くじを実施するにあたって、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くこととします。
- エ 社会福祉法人よつば会建設工事等談合対応マニュアルに該当する場合は、原則として、落札決定を保留します。
また、発注者が必要と判断した場合は、落札決定を保留することがあります。
なお、入札参加者が談合し、又は談合を行った可能性のある不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を取り止めることがあります。

(7) 現場代理人の選任

- 落札者は、本工事の契約締結時に現場代理人を選任し、発注者に通知しなければなりません。
- また、選任された現場代理人は工事現場に常駐することとします。
- なお、現場代理人は主任技術者等及び専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいいます。）と兼ねることができます。

(8) 落札の失効

- 発注者が契約書の提出を定めた日までに落札者が契約書を提出しないときは、その落札者は契約締結の権利を失います。

(9) 契約の締結

ア 落札決定後、会社更生法に基づく更生手続開始申立てがなされた場合、又は民事再生法に基づく再生手続開始申立てがなされた場合は、施工能力等（施工計画、資金計画等を含む。）を判断し、契約締結前であれば落札決定を取り消すことができるものとします。

イ 落札決定後、入札参加資格の制限又は三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止（以下「資格停止等」という。）を受けた場合は、契約締結前であれば落札決定を取り消すことがあります。

(10) 支払条件

本工事対象建物の引き渡し後90日以内に現金100%にて支払います。

(11) 入札の中止等

ア 天災その他やむを得ない事由により入札を公正に執行できないと認められたときは、入札を延期又は中止することがあります。

イ 入札者が1者だけの場合は、入札を中止することがあります。

ウ ア及びイの場合における費用は、入札者の負担とします。

(12) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、発注者の長に対して苦情申立てを行うことができます。

(13) 火災保険付保険の要否

要

(14) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(15) 契約書作成の要否

要

(16) 入札時に様式第2-1号（企業要件（施工実績）及び配置予定技術者（資格及び施工実績）届出書）により配置予定技術者を届け出ている場合において、落札者は、当該様式に記載した技術者を契約時（本工事が工場製作を含む工事であって、工場製作期間と現地施工期間で異なる主任技術者等を配置する場合は「契約時及び工場と現地で工事の現場が移行する時点」。以下「契約時等」において同じ。）に配置しなければなりません。

(17) 落札者は、3（2）イの基準を満たす主任技術者等を契約時に配置しなければなりません。

(18) 落札者は、契約書提出時に「契約時における主任技術者又は監理技術者チェックリスト」を提出することとし、配置予定技術者の手持ち工事の状況等を確認した上で、本工事の主任技術者等として配置可能と判断した場合に契約を締結することとします。

- (19) 本入札及び契約後において、不誠実な行為に対しては適切な措置を講じます。
なお、落札者が締結する下請契約の相手方について、著しく不相当と認められる下請負人があるときは、建設業法第23条1項(下請負人の変更)の請求を行う場合があります。
- (20) 契約締結後、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。)が、三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第3条に規定する警察等関係行政機関からの通報又は同要綱第4条に規定する警察等関係行政機関への照会に対する回答により、契約の相手方として不相当であると認められるときは、契約を解除することができるものとします。
- (21) 本公告に定める規定により、落札決定を保留又は取り消した場合又は仮契約若しくは本契約を保留又は解除した場合、社会福祉法人よつば会は一切の損害賠償の責を負いません。
- (22) 参加資格事後審査の時点で落札候補者とならなかった参加者の中に、結果として無効な応札をしたものが含まれていても、落札者決定事務を妨げないものとします。また、くじを引く場合についても同様とします。
- (23) 入札をした者は、入札後において、本公告及び設計図書等についての不明を理由として苦情又は異議を申し立てることはできません。
- (24) 本公告に関する問い合わせ先
〒510-8114
三重県三重郡川越町大字亀崎新田字里中21番11
社会福祉法人よつば会 TEL 059-364-4288 FAX 059-364-4289

附 則 この入札公告は、平成29年 9月 1日から施行する。
附 則 この入札公告は、令和 6年 8月16日から施行する。